

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(自治体向け)
vol.24

- **マイナンバーカードを活用した行政サービスの導入事例**
中土佐町・大紀町の事例について

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和5年12月1日

○ **マイナンバーカードを活用した行政サービスの導入事例**

・ **中土佐町・大紀町の事例について**

中土佐町・大紀町が提供するマイナンバーカードを活用した行政サービスについてご紹介します。詳細につきましては、次ページ以降の別添をご覧ください。いただきますようお願いいたします。

□ 別添 マイナンバーカードを用いて地域住民の交通支援を行う

自治体事例 2 選

マイナンバーカード・インフォでは、国の施策や自治体の事例紹介など、マイナンバーカードの利用促進に関するお役立ち情報をお届けしております。

デジタル庁のマイナンバーカード制度ページで紹介しておりますので、ぜひ、マイナンバーカードの利用検討にお役立てください。

□ 自治体向けマイナンバーカード活用情報

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/local-government/>

以 上

マイナンバーカードを用いて 地域住民の交通支援を行う自治体事例 2 選



▶マイナンバーカードを用いて地域の交通支援を行う自治体事例

マイナンバーカードを用いて本人認証を行い、交通支援が必要な住民を対象にして、地域交通での支援を行う取組み（令和5年度実証事業）を2事例紹介します。

中土佐町（高知県）	実施自治体	大紀町（三重県）
「バスパス事業（高齢者等外出支援・路線バス無料化事業）」	事業名	Cタク助成事業
高齢者等がバスに乗車する際にマイナンバーカードによる本人確認を行うことで運賃の助成が受けられる事業です。	概要	高齢者等がタクシーに乗車する際にマイナンバーカードによる本人確認を行うことで運賃の助成が受けられる事業です。
<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築：高知県 ・支援事業実施：中土佐町 ・交通事業者：3社 	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築：大紀町 ・支援事業実施：大紀町 ・交通事業者：3社
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・障害者手帳の所持者 等 	対象住民	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上 ・障害者手帳の所有者 等
<ul style="list-style-type: none"> ・町営のコミュニティバス ・地域の民間事業者運営のバス 	対象の交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・町と協定を結んだ事業者が運営するタクシー
<ul style="list-style-type: none"> ・空き領域（カードAP） 	カードの活用方式	<ul style="list-style-type: none"> ・空き領域（カードAP）
<ul style="list-style-type: none"> ・正確な本人確認 ・乗車データの把握による事務負担の軽減 	カードの活用効果	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な本人確認 ・乗車データの把握による事務負担の軽減
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月まで（4月以降、本格運用予定） 	実証の実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月まで（4月以降、本格運用予定）
<ul style="list-style-type: none"> ・3ページをご参照ください 	事業の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・4ページをご参照ください

中土佐町の取組（「バスパス」事業）

○65歳以上のバス運賃無料

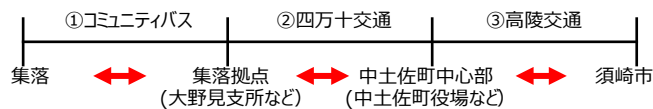
（中土佐町コミュニティバス、高知高陵交通、四万十交通）
※高陵交通・四万十交通は発着地のいずれかが中土佐町内の乗降のみ

⇒ 運賃は中土佐町が事業者に支払
⇒ **本人確認及び乗降データが必要**

課題

○本人確認と乗降データの取得のため、
利用者は**乗降の都度、運転手に利用者証を提示し、「利用報告書」に乗降場所を記載して提出**

⇒ **最大で片道3回、往復6回**



利用者： **乗車地、降車地、利用した日付を毎回手書き、別途利用者証を携帯する必要**

事業者： **膨大な集計作業をして役場に請求（利用登録者数：約1,000人）**

役場： **膨大なチェック作業をして事業者に支払い**



利用者証



利用報告書

課題解決に向けた実証

マイナンバーカードを活用したバス乗降改札システムの開発・導入

※国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用

<利便性の向上>

- マイナンバーカードを車載カードリーダーにタッチ
 - ⇒ **利用者証の提示及び運転手による本人確認が不要**
- タッチされた時刻、その時のバスの位置情報（GTFS動的データ）及びバス停の位置情報（GTFS静的データ）から利用者が乗降したバス停を特定
 - ⇒ **利用者による紙への乗降場所の記載が不要**

<バス事業者・役場の業務効率化>

- 利用者の乗降場所のデータから運賃を自動計算
 - ⇒ **事業者の集計作業及び役場でのチェック作業を低減**

▽バス乗降改札システムの全体イメージ



【実証期間】

令和5年10月～令和6年3月
※中土佐町コミュニティバスは10月から、高知高陵交通及び四万十交通は12月から実証開始予定

【主な実証項目】

- バスの位置情報等（GTFS動的データ）の精度確認
- クラウドサーバー上での各種データ（運賃、個人情報等）の統合における速度、正確性の確認
- 既存のデータ（GTFS静的データ）の有効性の確認

全国初、マイナンバーカードそのものをタッチすることで路線バスの乗降が可能。
全国統一基準のバスデータであるGTFSを活用するため、**他自治体等への横展開も期待できる。**

大紀町タクシー運賃等助成事業（Cタク助成）

高齢者等の移動困難者における交通手段の確保と外出機会を補完を図ることを目的に、タクシー利用に係る運賃の一部を助成する事業を実施。この実施にあたって、**マイナンバーカードの空き領域**を活用。

事業概要

概要

- 町内で乗車又は下車したタクシー利用において、あらかじめ登録されたマイナンバーカードを乗車時にかかげることで、タクシー利用料金の助成が受けられる。

助成内容

- 利用回数：24回/年+予備回数分24回/年
※2回/日までの利用制限あり
- 助成額：利用料の1/2を助成（上限：1,000円）
※予備回数分は定額200円/1乗車を助成

条件

- 70歳以上又は障害等一定の区分に該当する町民で、本人及び配偶者が自動車を保有又は使用していないこと
- マイナンバーカードを保有していること

その他

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金を利用
- 一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）の交通ソリューションを活用
- 担当部署：総務企画課

事前登録

- 役場窓口等にてCタク制度利用についての登録申請を行い、**マイナンバーカードの空き領域**に機能を搭載する。

- ・ Cタク利用の上限回数は年度単位で設定される。
- ・ 翌年度以降の利用回数は自動で更新される。

→ **初回の登録手続きを行うだけで良い*1**

*1 カード自体の更新・紛失等による再発行時には再度登録手続きが必要

利用の流れ

実際のタクシー利用

- 登録タクシー*2（下面画像参照）を呼ぶ（駅や病院で待機している車両も利用可）。



- 乗車時にCタク助成を利用することを運転手に伝える。

*2 登録タクシー事業者
・ 滝原西村ハイヤー
・ 寿タクシー
・ 福祉タクシーの

- 運転手の指示に従い、車載器（下面画像参照）にカードをタッチする*3。



- 乗車料金の助成が適用される。

*3 残りの利用回数は、タッチした際に画面に表示されるほか、音声でも案内される。